七の十七　都道府県知事	戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十八　都道府県知事	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第二条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十九　都道府県知事	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二十　都道府県知事	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三の二　都道府県知事	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一　市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
二の二　教育委員会	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三の二　保健所を設置する市又は特別区の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

四の二　市町村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項高額障害児不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十八第一項の肢体障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費の特例、同法第二十一条の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三　市長又は福祉事務所を管理する町村長	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の四　指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定、同法第二十七条第一項の養育里親の登録、同法第二十七条の二第一項の専門里親の認定、同法第二十七条の三第一項の養子縁組里親の登録、同法第三十三条の二第一項の小規模住居型児童養育事業の認可、同法第三十四条の二十第一項の障害児入所給付費、同法第三十四条の二十四第一項の高額障害児入所給付費、同法第三十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第五十六条の六第一項の障害児入所医療費若しくは同法第五十七条の二第一項の療育の給付若しくは同法第五十七条の四第一項の小児慢性特定疾病医療費若しくは同法第五十九条の二第一項の自立援助ホームの設置、同法第五十九条の三第一項の事業の実施、同法第五十九条の四第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、同法第五十九条の五第一項の自立援助ホームの設置、同法第五十九条の六第一項の小規模住居型児童養育事業の実施、同法第六十条第一項の障害児入所給付費、同法第六十一条の二第一項の高額障害児入所給付費、同法第六十一条の三第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第六十三条の三第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第五十七条の二第一項の療育の給付若しくは同法第五十七条の四第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給又は同法第五十九条の三第一項の事業の実施若しくは同法第五十九条の四第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の五　市長又は福祉事務所を管理する町村長	児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の六　市町村長その他の執行機関	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の七　市町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の八　市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの